

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

移住定住施策と連動したあびら教育プラン推進プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道安平町

3 地域再生計画の区域

北海道安平町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

当町の住環境は、震災後、被災家屋の解体等による町内の空き地が目立つことから、町助成金制度による震災空き地の販売促進を図っているがなかなか売買が進まない状況にある。これを裏付けるように、震災後に実施した全町民を対象としたアンケートによると、約7割の方が安平町に「住み続けたい」と回答する一方、約2割の方が移転を検討、あるいは「分からない・思案中」と回答しており、一定数の方が定住するにあたって不安を抱えていることが明らかとなっている。一方で、当町に住み続けるか・移転かを判断する上で重視することはという問いに対して、「自宅の再建や住まいの確保」などと並んで、「子育て・教育環境などの生活環境の充実化」を望む声が多くあることから、新たな学校建設は移住・定住のきっかけになり得るものであることが伺える。

学校施設というハード面と両輪となるソフト面では、震災以降進めてきた、町独自の【遊び】、【学び】、【挑戦】を創出する取組み（通称、あびら教育プラン）を新たな学校の教育現場に導入していくことで、魅力を高めることとしているが、学校教育と社会教育の壁を越えた取組みが必要であるほか、学校と地域、町を繋ぐための各種調整がハードルとなっている現状と課題がある。

また、町外から注目を集める認定こども園には、近隣市からの通園者も多いが、卒園後は町外の小学校へ通学してしまう現状があり、町の魅力のPR不足や

移住には繋がっていないという課題が浮き彫りとなっている。こうしたことから幼小中までの一体的な教育環境の構築が喫緊の課題である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

安平町は、平成 30 年度に発生した北海道胆振東部地震で被災してから、例年を大きく上回るペースで転出超過が発生している。町独自で実施した転出者アンケートでは、被災地に不安を抱えていることによる転出が大半を占める結果となったが、現在は復旧・復興事業により、落ち着きを見せている。ただし、当町の場合、将来にわたって持続可能なまちづくりを展開するためには、人口の社会増減を回復させなければ将来人口は急速に縮小するという分析結果があり、新たな転入者の獲得に向けた取組みを進めなければならない状況にある。このような状況の下、転入者増加要因となり得るのが、復興事業の中心である被災した中学校と老朽化する小学校を小中一体型の学校として再建することであり、これまで多くの町民議論や庁舎内議論を行いながら、まちの復興のシンボル・地域活性化の起爆剤となるような魅力的な学校の建設を目指してきた。また、ソフト面では、震災以降スタートした遊育事業、学びサポート事業、クラウドファンディング推進事業といった遊びから学び、学びから挑戦へと繋いでいく自発的な学びを生み出す町独自の教育プランを構築してきたところである。

加えて、安平町の移住定住のきっかけとなり得る子育て教育環境としては、全国に先駆けて公私連携・幼保連携型で運営を行うこども園が特色ある運営を行っていることから、幼小中と一体的かつ魅力的な子育て教育環境の構築により、新たな移住定住が期待される。

よって、本プロジェクトでは、震災後に進めてきた町独自の“遊び”、“学び”、“挑戦”を創出する取組み（通称、あびら教育プラン）を新たに建設される学校を含む町内全小中学校への導入により、魅力化を図りつつ、学校の魅力を最大限に生かした移住定住施策とプロモーションを行うことで、相乗効果を生み、持続的なまちづくりを進めるものである。

【数値目標】

K P I	事業開始前	2021 年度増加分	2022 年度増加分
-------	-------	------------	------------

	(現時点)	1 年目	2 年目
子育て世代の転入者数(人)	291	10	10
移住相談件数(件)	52	10	15
あびらチャンネル動画再生回数 (百回)	387	39	39
起業家カレッジ参加者数(件)	0	3	2

2023 年度増加分 3 年目	K P I 増加分 の累計
20	40
20	45
39	116
3	8

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2 の③及び5－3 のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A 3 0 0 7】

① 事業主体

2 に同じ。

② 事業の名称

移住定住施策と連動したあびら教育プラン推進プロジェクト

③ 事業の内容

令和5年度の小中一体型の学校開校に向けて、ソフト面の魅力化を図り、移住定住施策を後押しするコンテンツとするほか、移住を促進するための体制整備を図り、町内外へのプロモーションを推進していくために必要な事業を実施する。

なお、事業推進にあたっては、民間のノウハウや技術を最大限活かしながら魅力ある発信やサービスの提供を行い、移住定住促進の効果を高めていく。

（１）シティプロモーション事業

- ・町の魅力を移住定住に活かしてきれていないという課題を解決し、かつ、新たな学校を軸に子育て世代の移住定住を促すため、町内外向けに町内地上デジタル放送網「あびらチャンネル」による町の魅力を再認識できるコンテンツを発信し、町外向けには町公式フェイスブックにおいて、学校建設により活発化する町の動きを発信し、注目と興味を引く質の高い情報発信を行う。

- ・移住定住を検討する方向けには、町内分譲宅地の広告を的確に行うとともに、町公式ホームページによる移住専用ページの構築を行う。

（２）移住定住促進事業

- ・移住を考えている方、または、移住希望者へのきめ細やかな対応を行うため、移住ワンストップ窓口を開設する。

- ・住宅建設を考える子育て世代を後押しするため、ライフプラン講座を開講する。

- ・志高い移住希望者を獲得するため、移住会議・相談会へ参加していくとともに、地方で活躍したい若い世代・子育て世代の挑戦する場となるあびら起業家カレッジ事業を実施し、起業・定住を実現に近づけるプログラムを実施する。

（３）学校魅力化事業

- ・学校教育と社会教育の壁を超えた一体的な取組みとするため、さらに幼小中と一体的な教育環境を構築するため、学校教育現場との各種調整やコーディネートを行う人材（地域おこし協力隊）を採用し、令和５年度から開校する新たな小中一体型の学校及び町内全小中学校に「あびら教育プラン」を導入しながら安平町の特色ある学びを展開し魅力化を図っていくも

の。

これらの取組みを地域の関係者や行政が一体となり、地域全体の活性化を図ることで、定住人口の増加、起業したい若者の増加を図るものである。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

現在、行政が行う事業のうち、シティプロモーションや移住ワンストップ窓口を民間団体へアウトソーシングしていくほか、学校教育に並び教育プランを導入していくための外部委託など、民間団体にとっての自主財源を確保するための体系が構築され、事業終了後の自走に向けたスタートアップにつながるものである。

【官民協働】

移住者の増加を図るため、民間事業者は、これまで町が実施してきた情報発信や移住関連業務に関する取組みに、民間のノウハウ・技術を取り入れ、新たな層の移住者獲得に向けて事業を実施。町は、子育て世代の移住定住のきっかけとなる新たな魅力である教育環境の整備、地域おこし協力隊の人材導入により側面サポートを行う。官民がそれぞれ事業効果を高めるための工夫を加えながら移住を促進することで、相乗効果を生み出していく。

【地域間連携】

東胆振定住自立圏における広域的な繋がりとして、隣町である厚真町と共同で開設している移住定住支援サイトへのアクセス数の増加を図ることができ、圏域として、移住者の獲得、定住に向けたPRが可能となる。また、多くの従業員を抱える苫小牧市の苫東地域工業団地立地企業の従業員にとっても住環境の選択肢の幅が広がることから、より多くの人材確保に繋がる。さらには、学校教育現場への独自の社会教育導入モデルとして、近隣市町村をはじめとする全国自治体の先進事例となることができる。

【政策間連携】

学校教育と社会教育の垣根を超えた子育て・教育環境の充実を図るほ

か、こうした魅力ある環境を軸に移住定住希望者へのプロモーション等
情報発信を図り、子育て世代の転入者獲得並びに起業を志す若い世代の
獲得に繋げていく。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4－2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

各分野にわたる委員構成による有識者会議を設置しており、PDCA
サイクルに基づく客観的な検証を毎年度の事業終了後に実施する。また、
事業の進捗・結果等について適宜報告し、町議会による事業及び効果の
検証・意見聴取を行う。

【外部組織の参画者】

大学講師、ファイナンシャルプランナー、安平町商工会、安平町誘致
企業会、地元金融機関、町民（町外からの移住者、子育て世代等）を中
心とした16名以内の外部有識者会議。

【検証結果の公表の方法】

外部有識者によってなされた検証は、事業主体及び地域住民にホーム
ページ等で速やかに公表し、事業の修正・改善等を行う。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 103,771 千円

⑧ 事業実施期間

2021年4月1日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 早来小中学校建設事業

ア 事業概要

安平町早来地区にある早来中学校は、平成 30 年北海道胆振東部地震の影響により使用することができず、現在は仮設校舎での授業及び学校生活を強いられており、仮設校舎に隣接する早来小学校についても老朽化している状況にあることから、すべての児童・生徒の発達段階に応じた適切な教育が実施できるよう、教育施設の整備・充実を図るため小中一貫校または、義務教育学校の建設を行うもの。

イ 事業実施主体

安平町

ウ 事業実施期間

2021 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2024 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。